

令和7年度のでん粉等の関税割当て（第2次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）第6条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）（以下「でん粉等」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和7年10月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 でん粉等（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第1108.12号、第1108.13号、第1108.14号、第1108.19号、第1108.20号、第1901.20号及び第1901.90号に規定するもの）
- 2 用途及び割当数量（括弧内：令和7年度のでん粉等の関税割当てについて（令和7年4月1日付け6輸国第4679号関税割当公表第81号の2）に基づく割当ての残量）

化工でん粉用（デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するものをいう。）

7,900トン（うち0トン）

3 通関期限 令和8年3月31日

第2 第3次公表

本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和7年度の割当て以降、令和8年1月9日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合において、これらを合計した数量の割当てについては、別途公表（第3次公表）する。

第3 その他

関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和7年度のでん粉等の関税割当てについて（令和7年3月11日付け6輸国第4156号関税割当公表第81号）によるものとする。